

収収が高くても低くてもその足りない分は全部地方交付税で見ても
えるという考え方でしよう。課長が先ほど言われたように本当に間違
いなく全部見てもうえるということではないのですね。この問題については今
回はこの程度にしておきますが、又、別の機会に私なりに計算してきます。
○企画財政課長(上野重勝君) 徴収率との問題もありますので、正確
にこれがツープイか、あるいは又、損得勘定でどう違ふと細かい数字にな
ると若干の差異は出てくるかと思いますが、考え方としては、収入は七五
％と見てその収入に比較をして基準財政需要額が多い場合には、当然
差し引き計算で出てきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

本二案に対し討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者か
ら発言を願います。二番松山 清君。

(二番松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君) 議案第三十七号、三十八号について反対討論をいたし

ます。

この条例は国の地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令
の一部を改正する政令の施行に伴い、市の条例を整備するために提案さ
れたものでありますが、今回の地方税法の一部改正のねらいは、何よりも大
きな問題になっております地方財政危機を根本的に解決するもので
はなく、住民に増税を押しつけ、その一方大企業には依然として優遇
税制を温存するという内容であります。均等割を一般市民について
は二百円から七百円と三・五倍に値上げすることは、所得が少ない人ほど重
い負担となる。まさに大衆課税であり、その一方法人均等割は一応三
から六倍に引き上げとなりますが、たとえば売り上げが数百億円の大企
業でも赤字計算になると均等割だけで済むという大企業優遇税
制はそのまま残しております。法人税割も制限税率一四・五％の現行
のまま低率にとどまり、累進課税というものは全く検討されていません
でした。

軽自動車税につきましても三〇％の値上げがされておりますが、特に

ここで重要なのは、福生市独自のものとして、米軍人、軍属への軽自動車税が特権的に減免のまま据え置かれていることです。この結果、四輪自家用で日本人の三〇％、二輪の小型自動車で日本人の一八％しか取らないということ、驚くほどの減税を実施することになるわけです。市長は依然としてこの実態を改正する気もなく、大サービスを続けていくわけであります。固定資産税、都市計画税についても評価額に応じて一〇％、二〇％、三〇％というようなランクで税の負担も求めていくというものであります。

このような住民の税負担を増大する条例の改正に私は反対をするものであります。

なお、私も日本共産党は今後とも政府に対して、大企業、大資産家、米軍人、軍属への特権的減免税の廃止、中小企業、勤労者への減税措置、又、固定資産税に基礎控除制を設けることなど、この実現に向けて努力していくことを明らかにして、私の反対討論といたします。

○議長(貫井喜代次君)

次に賛成者五番 林田治男君。

(五番 林田治男君登壇)

○五番(林田治男君)

議案第三十七号、議案第三十八号について賛成討論を行います。

地方税負担の現況にかんがみ、税負担の適正、合理化、財源の充実強化を図り、さらに地方税制度の見直しを図るため地方税法が改正交付され、これを受けて市税条例及び都市計画税条例が改正されるものであります。

その内容を各税について見るとき、市民税関係にありましては個人均等割は昭和二十九年以来据え置かれたままでありましたが、自治体の行政サービスに対する応益性の立場から、二十数年の据え置きを経ての改正は、物価水準から考えましてもやむを得ないものと思われれます。法人均等割は昭和四十二年以来据え置きであり、法人の形態を考慮するならば、改正案の区分税額は妥当であると思います。低所得者の税負担の軽減を図るため新設された均等割のみの納税者に対する非課税制度の導入については福祉推進の面から考えても時宜に適したものであり、

議 三十七
三十八
反対討論
(松山)
賛成討論
(森田)
第三臨
報一

加えて障害者、老年者、勤労学生、寡婦等に対する非課税限度額を現行の六十万円から七十万円に引き上げたことは特筆できることであると思います。又、A・B農地の譲渡所得課税については、従来一本算定であったものを、所得額二十万円を境に二つの方法で区分課税により増収を図るということは当を得たものであると思います。固定資産税関係にあつては、昭和五十一年度は本来ならば評価額課税となるものでありましたが、評価がえに伴う税負担の増高を防ぐために今回も負担調整措置を講じて課税の適正化を図り、重税となるのを避け、最高でも前年の三割増にとめたのは、まことに賢明であると思います。軽自動車関係にあつては、税率が現行の約三〇％増であります。一方では無公害車優遇措置として、現行の税率に据え置いたことは賢明な措置であると思います。ガス税関係にあつては、昭和五十二年一月一日より税率を一％引き下げて百分の二とすることは、プロパンガスの無税と比べてを得ており、さらに進んで無税となることを期待するものであります。最後に都市計画税関係にあつては、固定資産税と同様の措置による改

正で、評価がえによる税負担の増高を防ぐため、本税においても負担調整措置を講じて課税することは賢明なことであると思います。以上の観点から、私は本案件に対しまして賛意を表し、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(貫井喜代次君)

以上で討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本二案について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立多数であります。

よって議案第三十七号及

び議案第三十八号の二案は原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第六議案第三十九号福生市都市公園条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(都市計画課長 浅見裕康君登壇)

○都市計画課長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第三十九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

今回改正いたそうとする理由といたしましては、御案内のとおり防衛施設庁からの補助金を仰ぎまして、原ヶ谷戸地区に児童公園を設置し、これが完了いたしましたので、できるだけ早期に公用を開始いたしまして、市民の方々の利用に供しようとするためでございます。

内容といたしましては、都市計画公園条例の中に別表がございまして、その中に南側から北に向かって各公園の位置と名称が羅列されてございます。それで今回は金堀公園の次に今回開設いたそうとする原ヶ谷戸児童公園、所在地といたしましては福生市大字福生二二五〇番地の二、こういう形で別表に加えようとするものでございます。なお、本条例は公布の日から施行しようという考え方でございます。

次に当公園の概要につきまして御説明申し上げますと、公園面積

が約二千五百平方メートル、これに要しました工事費が二千五十万円で、この三分の二の約一千三百万円ほどが工事費といたしましての防衛補助金に相なっております。

内容といたしましては、ベンチが十二個、トイレ、ブランコ、砂場、小動物と申しまして、コンクリでつくりました動物が六基セットされております。それからあと植栽、カラー平板により広場の一部にこういった施設をしており、芝張りも一部しております。又、外さくを金網で囲って、付近民地との境界の管理上のいわゆる区分をしております。

以上、まことに簡単でございましたが、議案第三十九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきましての提案理由並びに内容につきましての説明にかえさせていただきます。

よろしく慎重御審議をいただきまして、原案御確定くださるようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○六番(村尾栄次君)

福生市都市公園条例によりますと「児童」という言葉がほとんど入っていないのに、どうしてここで児童ということを入れたのかということと、もう一つこの公園はもう開設されておりますが、二、三歳の子供が自転車にひかれて足を折ったという事実がございますが、それにつきまして、そういう公園の管理とかいうものについてはどういふふうなお考えであるかお伺いいたします。

○都市計画課長(浅見裕康君)

今回の公園にこういった名称を使いましたのは、いわゆる防衛施設庁との補助金の関連もございまして、前々から児童向けの公園をつくるということで防衛施設庁に頼んでいたというような経過があり、名称もそのまま使ったという経過でございます。

それから足を折られたお子さんがいっしょやるといふふうなことでございますが、これにつきましても私どもも付近の方々等からの連絡をいただきまして承知をしたわけでございます。調査をいたしましたか、その付近の道路上だけがとられたということが確認されましたので、現実的にはその方

へのお見舞いなどはしております。一般的に各施設の利用については公園に限らずいろいろな事故が発生するということがございます。

私どもといたしましては、極力小さいお子さんにつきましては当然、一般的にでございますが、保護者がついて来られるということを考えております。道路で子供の手を引いて歩いていただくのと同じように保護者に十分注意をしていただくというふうなことをお願いせざるを得ないわけです。それから施設関係の危険のあるという物も確かにございます。これらについてはできるだけ事故が発生しないような観点では設計されておりますが、一般的な問題といたしましては、やはり未然に事故を防ぐという考え方は常々持っていかなければならないというふうに認識をしております。総合的に現開設済みの公園につきましても再検討いたしまして、できるだけ事故防止を考えていきたいと考えております。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君)

この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第三十九号については、委員会

付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第三十九号は原案とおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

この際岩田 博君ほか三人から提出された福生市議会運営委員会要綱の一部を改正する動議及び議会運営委員会委員の選任の二件を本日の日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって本二件を日程に追加することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 追加日程第一福生市議会運営委員会要綱の一部を改正する動議を議題といたします。

本件について提出者からの発言をお願いいたします。

(二十三番 岩田 博君 登壇)

○二十三番(岩田 博君) 御指名がございましたので、提出いたしました

動議について御説明申し上げます。

すでに御案内のとおり、議会運営委員会の任期は一年でございます。したがって本年五月十一日をもって任期は満了になり、本来ならば満了直後の本会議で改選を行うべきでございますが、本年は五月に市長選挙もあり、いまのところ臨時会の予定はない模様でございます。そこでこの際委員会条例と同じく任期前三十日以内に委員の改選ができるよ

うにし、この場合の改選による委員の任期は前任の委員の任期満了の日の翌日から起算するということに要綱の一部をお手元に御配付のとおりに改正しようとするものでございます。これにより、来年五月の常任委員の改選と同時に議会運営委員会の改選も行えますので、何とぞ議員各位の御賛同をいただき、原案どおり御決定賜りますようお願いいたします。て説明いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で発言は終わりました。

これより本動議に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本動議のと

おり、議会運営委員会要綱の一部を改正することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 追加日程第二 議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、議会運営委員会要綱第五条の規定により議長長において

岩田 博君 大野行夫君 小林菊三君

田村市郎君 宇佐美良時君 松山 清君

竹田政勝君 村尾栄次君

以上八人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名

いたしました八人の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま指名した委員の任期起算日は、要綱第四条の二により五月十二日からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

言三十八
議三十九
議運要綱
議運委員
議三
報一

○議長(貫井喜代次君) この際、正副委員長の互選結果について報告が
きておりますので、事務局長をして報告いたさせます。
○議会事務局長(古谷徳男君) 報告いたします。

議会運営委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告
福生市議会運営委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、
次のとおり決定したので報告します。

一 議会運営委員会委員長 岩田 博
同 副委員長 村尾栄次

昭和五十一年四月二十三日

議会運営委員会委員 竹田政勝

福生市議会議長

貫井喜代次殿

○議長(貫井喜代次君) 以上で議会運営委員会要綱の一部改正と委
員の選任等について終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって昭和五十一年第三回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午後一時四十三分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 貫井喜代次
議員 山崎良之助
議員 竹田政勝
議員 指田保雄

写

福庶発第三百六十六号

昭和五十一年四月十六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

昭和五十一年第三回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十一年四月十六日付け、福生市告示第二十一号（別紙参照）をもつて、昭和五十一年第三回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十一年第三回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十一年四月十六日

福生市長 石川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十一年四月二十三日

二 場 所 福生市議会議場

三 付 議 事 件

(1) 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第八号））

(2) 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(3) 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

(4) 福生市都市公園条例の一部を改正する条例